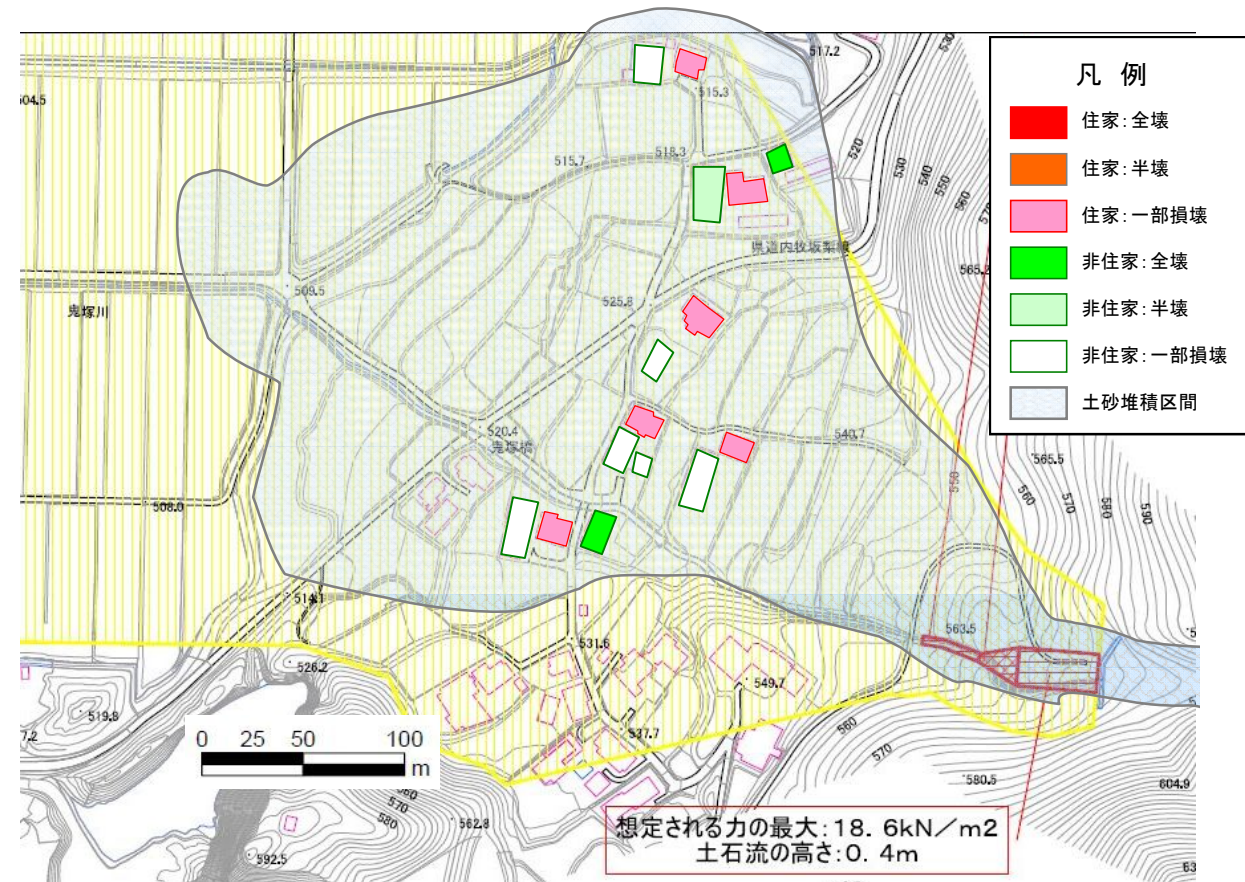


<事例3> 区域設定していたが、区域内で土砂が止まらなかったもの：鬼塚川



- 塩井川1
 - ・塩井川1では、谷出口の住家・非住家が被災している。
- 阿蘇品川1
 - ・阿蘇品川1で発生した住家の全壊被害は、溪流から流出した土砂ではなく、人家の裏山にあたる斜面の崩壊土砂により被災している。
- 鬼塚川
 - ・鬼塚川では、住家の全壊被害はなく、半壊6棟である。非住家には全壊被害2棟となっている。

ここで取り上げた3事例では、土砂災害特別警戒区域内に住家は存在していなかったが、土砂災害警戒区域内に位置する住家等が被災している。



(3)土砂災害危険箇所との対比

図 3.8、図 3.9 に、土砂災害危険箇所と土砂移動痕跡の判読結果を示す。多くの災害は土砂災害危険箇所で発生したが、土砂災害危険箇所以外の溪流や斜面からの土砂移動現象による被害が発生した事例が複数認められた。

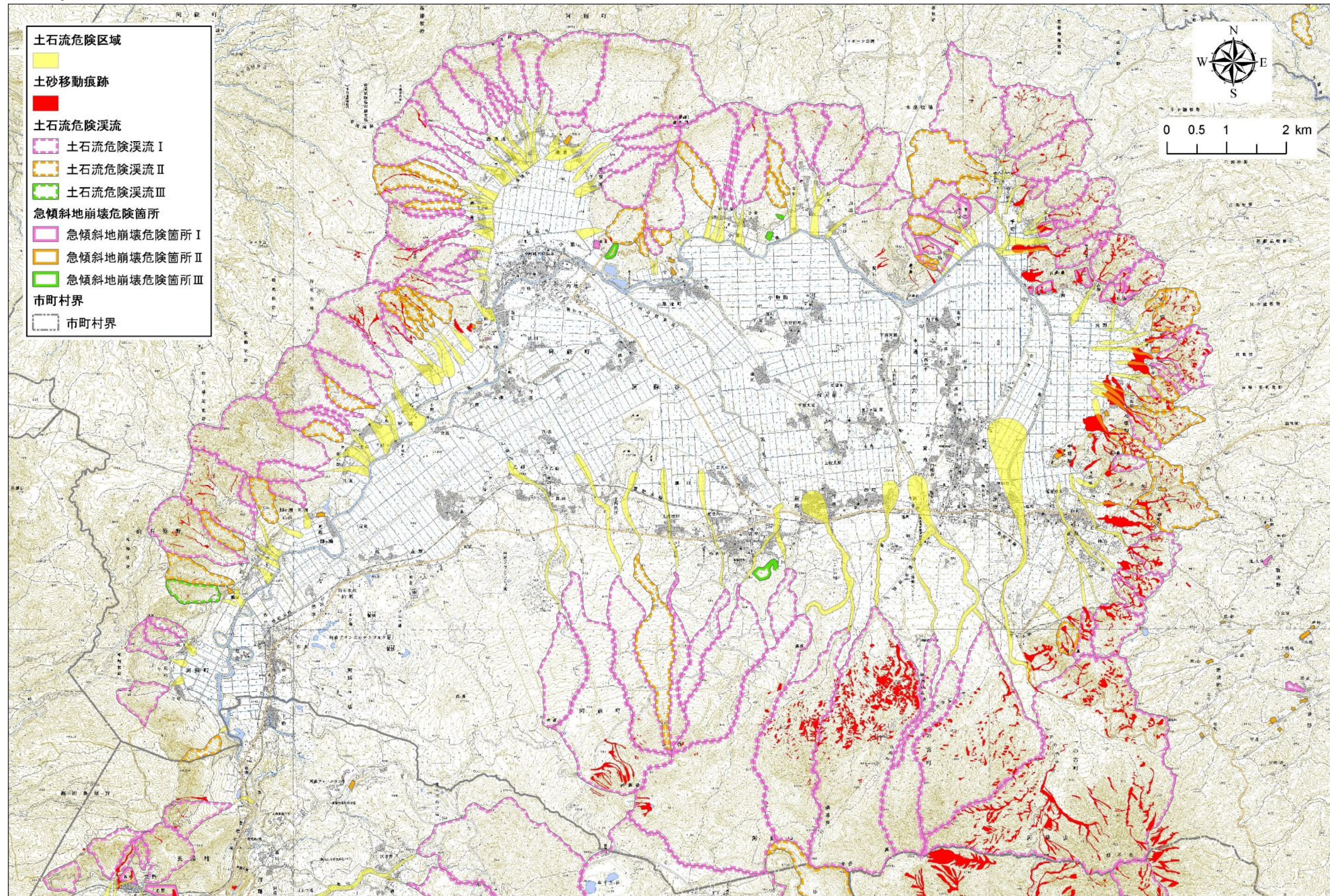


図 3.8 土石流危険溪流、急傾斜地危険箇所及び土砂移動痕跡の分布(阿蘇山北部)